# フランス革命から第一帝政への反結社法における中間団体否認の理念の展開と役割について(2・完)

# 岡村 等

序論

第1章 コルポラシオン

第1節 アンシャン・レジーム下のコルポラシオン

第2節 商工業のコルポラシオン

第2章 営業の自由と中間団体の禁止

第1節 営業の自由―テュルゴ勅令を中心に

第2節 中間団体の禁止―ルソーの「社会契約論」を中心に

第3章 バスティーユから山岳派独裁へ

第4章 ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法およびそれ以降の反結社法 (1791~1973)

第1節 ダラルドのデクレ

第2節 ル・シャプリエ法

- 1 営業の自由について
- 2 中間団体の禁止について
- 3 議会審議
- 4 まとめ

第3節 王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ

- 第4節 在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および資産の管理に関する 一般デクレ
  - 1 聖職者委員会の男性の在俗修道会に関する報告およびデクレ案
  - 2 公教育委員会の在俗修道会の廃止に関する報告およびデクレ案
  - 3 議会審議 (以上、64巻 2 号)

- 第5節 国家によって許可されたあるいは許可を付与されたあらゆるアカ デミーと文学団体の廃止に関するデクレ
- 第6節 割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ
- 第7節 公教育の漸進的三段階を設立するデクレ(大学廃止を規定)
- 第5章 テルミドールから第一帝政へ
- 第6章 テルミドール以降の反結社法(1794~1810)
  - 第1節 クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ
  - 第2節 政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律
  - 第3節 1810年の刑法典
- 第7章 ル・シャプリエ法以後のコアリシオン禁止法
- 第8章 結 論
  - 第1節 営業の自由のベクトルについて
  - 第2節 中間団体の禁止のベクトルについて
    - 1 立法形式・立法理由
    - 2 対象
    - 3 期間
    - 4 まとめ

(以上、本号)

# 第4章 ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法および それ以降の反結社法(1791~1793)

第5節 国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカ デミーと文学団体の廃止に関するデクレ

アカデミーは、大学のような文学的・学術的探究に専念する学者の社団である。しかし、アカデミーは大学とは異なり教育という重い負担から解放されて、より自由であり落ち着いて学問に専念し新たな方向からそれに取組むことができる。フランス語の純化・統一とそのための辞書・文法書の作成を当初の目的として1635年に設立された「アカデミー・フランセーズ(Académie française)は、庇護者である枢機卿(訳注:リシュリューRichelieu)の指導の下に置かれるが、限定された数の会員によって構成さ

れ印璽を備え特権を有する自治的社団を形成している。」その後、碑文・文芸アカデミー(Académie des Inscriptions et Belles-Lettres)や科学アカデミー(Académie des Sciences)などが設立される。この二つのアカデミー、「それは君主あるいは君主によって指名された庇護者の監督の下で、規律があり、限定された数の会員によって構成され、会員の指名により入会を許される団体である。その会員は、いくらかの物質的な利益と名誉上の利益を受ける代わりに、文学と科学と芸術の進歩にたゆまず献身しなければならない。」

このような性格を持つアカデミーは、1793年8月8日=14日の「国家によ って許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学団体の 廃止に関するデクレ」(Décret portant suppression de toutes les académies et sociétés littéraires, patentées ou dotées par la nation) によって廃止さ れる。このデクレに関して、1793年8月8日に公教育委員会の名の下にグレ ゴワール(Grégoire)が議会報告をおこなう。その内容は以下のとおりで ある。「明後日、フランス共和国は世界に厳かに登場するであろう。太陽が 兄弟である人民しか照らさないであろうその日に、その眼差しがフランスの 国土において私たちが不滅のものとした永遠の原理の適用を除外された制度 にもはや出会うことがあってはならない。しかしながら、なお専制政治の痕 跡を持ついくつかの団体あるいは平等に背くいくつかの組織が全般的な改革 から逃れてしまっていた。それがアカデミーである。」として、アカデミー を「専制の痕跡」を持ち「平等に背く」団体、つまりアンシャン・レジーム の特権的団体と規定する。一方、「科学のための団体は、人間の精神の領域 を拡大し、人間の歩みを保証し、有用な真実を広めた。」それが、「あなた方 の委員会の多くによって絶えず諮問を受けた科学アカデミーである。」とし て科学アカデミーを評価する。

前世紀から50もの文学団体が生まれたが、先達であるアカデミー・フランセーズは衰退のあらゆる兆候を示している。科学に関わることは貴族失格で

あると考えられていたので、貴族たちは教養豊かであると見られるようにアカデミーに加入することを望んだ。「従って、すべてを退廃させた封建制は、才能の傍らに紋章を置いた。」そして、「名誉アカデミー会員」が現れ、アカデミーは貴族の飾りとなり文学は貴族によって汚されるのである。これらの団体は、「我々と我々の友以外は誰も才能を持つことはないだろう。」という金言を実行する。従って、その存在を霞ませる才能ある人々は迫害され、「才能は平凡さの傍らに席を占めることを免除されたのである。」すなわち、アカデミー・フランセーズはシッド(Cide)の作者を繰り返し攻撃し、絵画アカデミー(Académie de peinture)はプーサン(Poussin, Nicolas)を迫害し、モリエール(Molière)、パスカル(Pascal, Blaise)、ルソーなどはアカデミー・フランセーズに所属していなかったのである。更に、これらの団体は崇高な革命の結果により混乱している。自由と隷属は永遠に両立しない。従って、それぞれの支持者である愛国者と貴族も永遠に両立せず、その結果アカデミーはオルマーズ(Ormase)とアリアーヌ(Ariane)が戦う闘技場となっている。

「アカデミーを創設することで、追従者と奴隷を求めた人物はリシュリューである。」「専制君主たちは、快楽の芸術とその権力を支えることができる芸術を奨励した。しかし専制君主たちは、その思想に関する異端審問官の社団において、人類の思想的な指導者たちに対して激しく攻撃をしていた。勇敢な哲学者たちを飲み込むために牢獄が口を開いていた。哲学者たちは、敢えて人道的な主張を弁護し、王の卑劣な言動と人民の力を明らかにした。」としてアカデミー・フランセーズを非難する。つまり、アカデミー・フランセーズは専制君主の追従者であると同時に、「異端審問官の社団」として哲学者たちを激しく攻撃する「圧政の手中の道具」であるとされる。従って「このコルポラシオンのまさに内部において、その効用は大きく評価される必要はなかった。」ここでは、直接評価を示す表現を伴ってはいないがコルポラシオンという用語を媒介にして、アカデミーはコルポラシオンであり、

コルポラシオンはアンシャン・レジームの "悪しき" 特権的「中間団体」であり廃止の対象であるという形で中間団体否認の理念の存在が間接的に示される。しかし、「コルポラシオン」という用語が使われているのは長い報告の中でここだけであり、報告終了後の議会審議における発言の中にもそれは登場しない。

文学の創世期には、「政府が文学団体に政治的確実性を与えることがおそらく好都合であった。」しかし、文明化した国民において諸芸術はこうした援助を必要とせず、「純粋に文学的な主題に関して、人間の精神はその真実に惹かれて、アカデミーがその飛翔を支えなくても飛躍を遂げることができ(21) 後って、「賢明な政体の中に如何なる寄生的団体も存在してはならな(22) い」のである。

以上の議会報告で挙げられた主な廃止理由は、以下の通りに整理される。第一に、アカデミーは「専制の痕跡」を持つ「平等に背く」団体=アンシャン・レジームの特権的団体である。第二には、アカデミーが貴族の虚栄のための飾りとなっており、自分たち以外の真に才能ある者を迫害することである。第三には、革命により混乱したアカデミーは、自由と隷属、つまり愛国者と貴族が非妥協的に戦う場となっていることである。第四には、専制君主の追従者・「異端審問官の社団」として哲学者を攻撃する圧政の道具となっていることである。第五には、文明化した国民においては、人間精神は真実により飛躍をなし得るので、賢明な政体ではアカデミーのような寄生的団体は必要とされないことである。最後に中間団体否認の理念ついては、「コルポラシオン」という用語を媒介にして間接的にその存在が示されている。しかしコルポラシオンという用語が使われているのは、その性格を示す説明抜きで一箇所だけであり、在俗修道会廃止の際の議会報告・審議に比べて中間団体否認の理念がアカデミーの廃止理由に占める比重は著しく低下していると言える。

報告終了後議会審議が行われ、ダヴィット(David)は、アカデミーがそ

の目標とはかけ離れたものになっていることを、若い画家への指導方法とある才能豊かな若い彫刻家へのアカデミー会員の仕打ちを説明することで示す。そして「人間性の名において、芸術への愛のため、とりわけあなた方の若者への愛のため、公正さの名において、自由の体制の下ではもはや存続できない有害すぎるアカデミーを破壊し廃止しょうではないか。」とする。次に、図書館や植物園やその他の施設を設立される機関の監督下に置くことが求められる。最終的に国民公会は、提案されたデクレの第1条~第7条の内第1条と第7条を、それぞれ第1条と第2条として以下の通り採択する。

国民公会は、公教育委員会の報告を聞いた後、以下の通り決定する。

第1条 国家によって許可されたあるいは許可を与えられたすべてのアカデ  $^{(26)}$  ミーおよび文学団体は廃止される。

第2条 廃止されたアカデミーと団体に付属する植物園およびその他の陳列室、美術館、図書館およびその他の科学と芸術の記念碑は、公の組織に関するデクレによって規定されるまで、設立された機関の監督の下におかれる。

#### 第6節 割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ

1793年8月24日、国民公会は割引銀行(Caisse d'escompte)、生命保険会社(Compagnie d'assurance à vie)を名指した上で、「一般的にその主要な資本が随意に譲渡可能な無記名株式あるいは流通手形あるいは台帳への登録に基づくあらゆる社団」を廃止する「割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ」(Décret qui supprime la caisse d'escompte et différentes autres associations)を議決する。

名前を挙げられた割引銀行と生命保険会社の他にも資本を株式による主要な会社としては東インド会社(Compagnie des Indes orientales)がある。割引銀行については、1776年に設立され「個人の預金を引受けること、金・銀地金の取引をすること、銀行割引手形を割り引くことを許可されている。」「割引銀行は、とりわけスペインのピアストルを投機の対象とするとい

う、自身にとって危うく重大な結果をもたらす所だったいくつかの過ちを犯 した。」が、財政が著しい窮乏状態にあったアンシャン・レジーム末期の王 国の政府、更には革命政府に対しても巨額の融資を行い、1791年11月23日の 立法議会へのラフルテ(Lafreté)という人物の割引銀行を擁護する意見書 の言葉を借りれば、「割引銀行は王国を救った。」のである。しかし、「割引 銀行は独占権も特権も与えられてはいなかった。」生命保険会社については、 1787年にフランス最初の生命保険会社である Compagnie royale d'assurance が設立される。こうした生命保険会社は、18世紀には生命保険というシステ ムよりも慈善による救済の方が道徳的見地から優れていると見なされ非難の 対象となる。また東インド会社については、地理上の発見に伴い15世紀から 16世紀にかけて航海会社 (compagnie de navigation) や商事会社 (compagnie de commerce)が登場するが、1664年には東インド会社が設立される。この 東インド会社は資本という点では株主によっており民間会社と言えるが、そ の設立は王とその大臣の直接的で意欲的な関与の下で行われる。東インド会 社の目的は植民地化と同時に貿易であり、「西は喜望峰と東はマゼラン海峡 の間の地域における50年間の貿易の独占権を受けている。」東インド会社は 七年戦争で痛めつけられ、1763年のパリ条約ですべてを失い、更に海上貿易 の完全な自由化を目指すフィジオクラートによりコルポラシオンと同じ理由 で攻撃される。「商事会社や金融会社は商人や職人の共同体である社団とは 異なり、人のというよりは資本の集合体を形成するが、商人などの共同体で ある社団のように大規模な貿易と金融の領域で利益をあげる目的を追求す る。」という性格を持った特殊な社団である。

1793年、パリではアッシニアの濫発による激しいインフレと食糧の供給不足があいまって食糧暴動が頻発する。食料の欠乏と物価の高騰が進むと、パリの民衆はすべての大商人に「独占買占人」(monopoleur accapareur)という嫌疑をかけ、ジロンド派の自由主義的経済政策に対する闘争は商業ブルジョワジーに対する闘争へと転化していく。そして1793年9月には、砂糖、

肉その他の品目の公定価格と違反への罰則を定めた総最高価格法(loi du maximum)が制定されるに至る。こうした状況の中で、1793年8月24日の国民公会で、財務委員会の名においてカンボン(Canbon)が割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレを提案する。その提案理由では、「共和国にとってまったく利益をもたらさず、それどころかその活動が絶えず共和国の機関に対して戦いを挑む投機家に対してしか好意的ではない会社を保護することは無益である。実際その時、すべての貨幣商人と共和国の確立との間の絶えることのない死活的戦いが存在する。従って、これらのあらゆる公の信用に対して破壊的な社団を抹殺しなければならない。」とされる。これを受けてトゥリオ(Thriot)は、「あなた方がカンボンの提案した措置を取らなければならなくなって久しい。実際、私たちはこれらの投機の社団のために食料品の値上がりを被っている。しかし、投機家の社団の廃止では十分ではない。私は、割引銀行が封印されることを要求する。」と述べる。つまり、共和国に戦いを挑む投機を助長し、それによって食料品の高騰を引き起こす社団は廃止されなければならないのである。

以上述べてきたように、株式会社の廃止に関するデクレの議会報告・審議の中では、中間団体否認の理念は姿を現していない。株式会社は資本の集合体であり、利益追求という目的は同じであっても、人の集合体である商人や職人の社団=コルポラシオンとは性格を異にする。また特権という点からは、株式会社には特権を持つものと持たないものが存在している。こうした点から、株式会社=コルポラシオン=特権的「中間団体」というシンプルな構図は成り立ちにくい。それに加えて、眼前の食糧暴動の頻発という緊迫した状況を前に、投機を抑え込むことが緊急かつ重大な課題となったため、普遍的ではあるが抽象性が高い中間団体否認の理念は姿を現していないと考えられる。1793年8月24日の国民公会で議決されたデクレは以下のとおりである。

第1条 割引銀行、生命保険会社の名で知られている社団および一般的にそ

#### フランス革命から第一帝政への反結社法における 中間団体否認の理念の展開と役割について(2・完)(岡村) 207

の主要な資本が随意に譲渡可能な無記名株式あるいは流通手形あるいは台帳への登録に基づくあらゆる社団は廃止され、現在からきたる1月1日までの期間に清算される。

第2条 今後は、立法府の許可なしに、同様の社団あるいは会社を設立し、 <sup>(43)</sup> 形成し、維持することはできない。

第3条 国民公会は、割引銀行の状況を検査し、必要であればそれを封印し、その債務の弁済を監督するため市民カンボンとドゥロネー(Delaunay) (アンジェの)を任命する。

#### 第7節 公教育の漸進的三段階を設立するデクレ(大学廃止を規定)

大学は人的には、第一に教師、第二に学生、第三に教学を支える書記や執 行吏などの大学の官職保有者を基礎として構成されている。パリ大学を例に 取れば、それは組織的には多くのコレージュ(collège)を含み、文理学部 (faculté des arts) を構成する四つのナシオン (nation) と神学部 (faculté de théologie)、法学部(faculté de droit )、医学部(faculté de médecine) の三つの上級の学部という七つの団体から成る教授と学生が入り混じった社 団である。コレージュは原則的には、慈善家によって多くは大学の所在地に 設立され、貧しい学生たちを給費生として宿舎を提供し(後には有料の学生 も受け入れた。)、そこでラテン語を主とする中等教育が行われた施設であり 法人格を有していた。後には修道会、中でもイエズス会との結びつきを強め る。ナシオンは、上級の三学部(神学部、法学部、医学部)を除く、同郷な いし同国のリベラルアーツを学ぶすべての学生たちを統率する社団であり、 伝統的にフランス、ノルマンディ、ピカルディ、ドイツの四つがある。この 四つのナシオンが文理学部を構成し、上級の三学部は「明確な社団」を構成 するが、文理学部は「明確な社団」としては存在しない。また、パリ大学 は、自律的に教育を組織し、その内部で選ばれた政府を持ち、自らの構成員 に対して法を制定する権利と法の実施を保障するための裁判所を有してい

た。更に、ある種の大きな資産的能力も有していた。以上の点から、大学は「一個の財を持ち、十分に諸特権を付与され、自身の仕事を自身で管理する、研究上の便宜のために努力を結集する、教師と学生の大団体(コルポラシオン)」である。大学は、1793年9月15日のデクレ以前に、既に打撃を受けていた。1789年8月4日の封建的権利廃止の宣言による十分の一税などの多くのコレージュの財源の廃止、89年11月2日に聖職者の団体と共にコレージュの財産が国家の管理の下に置かれたこと(その執行は93年3月8日のデクレまで延期される。)、更に聖職者民事基本法の憲法への誓約義務と教育に携わる在俗修道会の廃止などが大学を混乱に陥れていた。また、1789年12月22日のデクレにより大学は県のディレクトワールの厳格な管理下に置かれ伝統的な自治を失っていた。

こうしたコルポラシオンである大学を廃止して、新たな三段階の教育制度を創設すべきとのパリ県と郊外のディストリクトと市町村および結集した民衆協会による請願が国民公会に提出され、それに基づき1793年9月15日に全共和国で全課程を備えたコレージュ、神学部、医学部、文理学部、法学部を廃止する「公教育の漸進的三段階を設立するデクレ」(Décret qui établit trois degrés progressifs d'instruction publique)が議決される。

この請願は次のように述べる。人は知的能力に関して自然によって平等につくられてはいない。能力を持った人間が教育によりその能力を開花させ、それによって産業を改善し芸術を盛んにするのは国民ひいては人類のためである。このような教育は、個人や家庭に委ねられるべきでなく、国民全体によって担われるべきである。自然が大きな長所を与えたかもしれない一人の子供が存在し、国民がその重要性を認識しその長所を利用しょうとするなら、その子供がすべての能力を使えるようになるまで見守らなければならない。これが教育の基本原則である。私たちは共和主義的思いを募らせながら、立法者の賢明な法律を待っている。しかし、教育の組織化の遅れは避け難いであろう。その遅れは、共和国の緊急の必要とは相反する。従って、立

法者のデクレが規定する完全な公教育に近づくために、立法者により教育を (55) 組織するデクレがつくられるまでの期間を利用しょうではないか。

パリのコレージュは、他のすべてのコレージュと同様に幾世紀にも渡って 積み重ねられた偏見の巣窟である。私たちは教育のメリットが、余りにも長い間特権を持っていたカーストの排他的専有物であることをもはや望まない。パリの10のコレージュは多過ぎ、少しも市民の利益になっておらず、それを6に減らすことを提案する。その経費は、廃止された学者の団体や文学団体の経費と合わせて約75万9千リーヴルという額に達する。公教育の改善は、経費の削減と両立が可能なのである。

国民公会が公教育の最初の段階の組織化に専念している傍らで、私たちは国民公会の業績と完全に一致する上位の段階のための成果を用意した。私たちは、若い共和主義者が工芸の種々の職業に不可欠の知識を汲み取るジムナーズ(gymnase)や、彼らが科学や言語の基礎的な原理を学ぶアンスティテュー(institut)や、才能ある者がその才能の成長のためにあらゆる援助を受けることができるある種のリセ(lycée)の設立を求める。環境と場所によって必要とされる変更を除いて、この計画はあらゆる県に適用されるだろう。

この請願では、パリのコレージュを「幾世紀にもわたって積み上げられた偏見の巣窟である。」と非難しているが、大学自体は非難の対象とされてはいない。また、大学あるいはコレージュ=コルポラシオン=特権的「中間団体」というこれまでの否定の構図はまったく現れてこない。従って、当然中間団体否認の理念による大学などの廃止の基礎付けもない。この請願は、これまで見てきた廃止対象となる団体の問題点を挙げて、それを理由にその団体を廃止する反結社法の構造とは異なり、新たな上位の三段階の教育制度の必要性を挙げてその創設を求めるものであり、コレージュや大学はその結果として廃止されるという構造を持っている。つまり、アンシャン・レジームの諸制度の廃止というネガティブな視点ではなく、新たな制度の創設という

ある意味でポジィティブな視点に重点が置かれているのである。この請願の デクレ案は以下のとおりである。

第1条 国民公会が取組む小学校とは別に、共和国において教育の漸進的な三つの段階が創設される。それは、あらゆる種類の職人・労働者に欠くことのできない知識のための第一段階、他の職業を志す人々に将来必要とされる知識のための第二段階、すべての人には理解できない困難な研究の教育目的のための第三段階である。

第2条 これらの学校の学業の対象は、本請願に付属の表に従い分類され教 (60) 育される。

第3条 実施の方法に関しては、これらの教育機関をきたる11月1日に活動開始させるためにパリ県とパリの市町村は、国民公会の公教育委員会と協議することを許可される。従って、全課程を備えたコレージュと神学部、医学部、文理学部、法学部は廃止されることになる。

これを受けて、国民公会は請願の審議に入る。一人の議員がこの請願者の要求をデクレに変えるとした上で、コレージュと学部が新たな機関の設立を待たずに廃止されるという内容のデクレが提案される。「制度に関してのように、すべては理解が深められねばならず、厳正な検討に委ねられなければならない。私は、すべての提案の明日への延期を求める。」という意見が述べられる。これに対して、「あなた方皆の意図は、最も困窮した人民階級に恩恵を与えることができる教育制度を組織することである。」として、請願の計画はこの目的を満たすものであり提案の採択を求めるとの意見が述べられ、最終的にデクレ案は提案通りに議決される。議会審議でも教育制度に関する意見が出されただけで、大学などに対するコルポラシオン、特権的「中間団体」への非難という中間団体否認の理念は見られない。

翌日、1973年9月16日の国民公会では、前日のデクレに対して「無理やり 承認させられた」、「新たな貴族をつくりだすものである。」、前日の審議の終 りには「議会に非常に少数の議員しかいなかった」、「私たちが他のすべての 特権階級を破壊した時に、学者の特権階級をつくりだすことを目指すものである。」などの意見が述べられ、このデクレの留保と討議の延期が決定される。結局「大学を廃止したのは、1793年9月15日の法律だけであり、更にその法律の執行は翌日留保された。しかし大学はこの最後の一撃で死ぬ。共和暦3年ヴァントーズ7日(1795年2月25日)の法律はĒcole centrale を組織しコレージュを廃止したが、大学に関しては語らなかった。従って私たちは、その死亡証明を持っていない。」のである。

一方この大学を廃止するデクレに先立って、1792年1月に首都圏の様々なセクションへの小学校の設立と大学裁判所の廃止を求めるパリ県の請願が立法議会に提出され、これに関する報告が92年2月24日に公教育委員会によってなされる。その報告は以下のとおりである。「パリ大学における現在の教育体制を存続させその教学と教師を維持しつつ、ディレクトワールは、その多くの構成員が教育とは無縁であり、それが設ける大小の官職保有者のために毎年報酬の支払いで7万2千リーヴルを貪り食う裁判所という名で設立されたコルポラシオンをあなた方に告発する。」裁判を受ける者も管轄区域もないのに裁判所に集まる教学の役に立たない者たちのために多くの費用が使われている一方で、慈善活動のみによって支えられてきた「小教区の学校は放棄と悲惨の中で沈滞している。」従って、大学の内部に存在する大学裁判所、ナシオンというコルポラシオンを廃止し、教育とは無縁のコルポラシオンの官職保有者に支払われる費用を、パリの各セクションの小学校のために用いるべきである。

この報告は、大学の教学にまったく無縁なコルポラシオンの官職保有者たちによる多額の浪費を非難し、その費用を小学校にあてるべきとする。一方強調はされていないにしても、大学という大きなコルポラシオンの中の大学裁判所の廃止理由として、コルポラシオンという用語を媒介にして、大学裁判所=コルポラシォン=特権的「中間団体」という構図が用いられている。つまり、1792年の大学を構成するコルポラシオンの一つである大学裁判所の

廃止の請願に関する議会報告では、中間団体否認の理念が「コルポラシオン」という用語を媒介にして間接的に現れているが、93年の大学という大きなコルポラシオンの廃止のデクレに関する報告の中には前述の通り中間団体否認の理念は登場しない。これは、立法理由の視点の違いによるものと考えられる。つまり、アンシャン・レジームのシステムの廃止と新しいシステムの構築は錯綜して進むが、小学校に要する資金を調達するために無用な大学裁判所を廃止するという形で「廃止」に力点が置かれるのか、あるいは新たな教育システム設立を目的とし、その結果として旧システムである大学が廃止されるという形で「設立」に力点が置かれるのかである。次々章で述べる1791年の民衆協会の請願制限の請願およびその活動制限のデクレと95年の民衆協会廃止のデクレの間にも類似の現象が見られる。

## 第5章 テルミドールから第一帝政へ

テルミドールのクーデターでロベスピエールを倒したテルミドール派 (thermidorien) と呼ばれる勢力は、平原派を中心とするテルミドール右派、テルミドール左派を形成する依然として態度を変えないかつての山岳派の左派と93年憲法の実施を求めるパリの民衆の活動家・指導者という三つのグループによって構成される。ロベスピエールを打倒した後、政治的には右派の主導の下に公安委員会の権限縮小、革命裁判所の改組などの革命政府の解体がおこなわれ、経済的には総最高価格法の廃止(1794年12月)が象徴するように自由主義的経済体制への復帰がおこなわれる。総最高価格法の廃止は物価の高騰を引き起こし、パリの民衆は1795年4月と5月に「パンと93年憲法」をスローガンとして蜂起するが徹底的に弾圧される。民衆運動の活動家は逮捕され、革命政府以来の多くの左派系議員は逮捕され処刑あるいは流刑となりその勢力は激減する。このような左派への弾圧という状況の中で、民衆運動において一定の役割を果たしてきた民衆協会(société populaire)の解散を命ずる1795年8月23日の「クラブあるいは民衆協会の名で知られる

集合体を解散するデクレ」が議決される。

その前日の1795年8月22日には1795年憲法が制定される。95年憲法は、定数500の五百人会(Conseil de cinq-cents)と定数250の元老会(Conseil des anciens)の二院制を取る。五百人会は法案の提出のみをおこない、元老会がそれを審議・決定するとされ、毎年その三分の一が改選される。選挙制度は再び制限選挙に戻り、91年憲法に比べて選挙権は資格制限が緩和されたが、被選挙権は逆に厳しくなった。つまり、選挙の裾野を広げ国民の統合を図る一方で、権力は少数の富裕者が掌握するということである。また政府は集団指導体制で、5人の総裁(directeur)によって構成され、総裁は五百人会がその候補者リストを作り、元老会がその中から決定し、毎年一人ずつ交替するというシステムであった。これらの点から明らかなように、95年憲法は革命独裁防止のための分権的制度を確立し、ブルジョワ的な共和政を以って革命を終結させることを目指すものであった。

総裁政府(Directoire)は不安定で、左右からの脅威を受けてその姿勢は大きく揺れ動く。まず1795年10月5日にパリで、ブルジョワ共和派優位の議会勢力の激変を避けるため国民公会議員の三分の二が次の両院の議員として残るという法律に反対して「ヴァンデミエールの蜂起」と呼ばれる王党派の蜂起が発生する。総裁政府はこれを鎮圧するが、これ以後王党派を弾圧しその政策は左寄りとなる。続いて1796年5月に私有財産の廃止を目指すバブーフ(Babeuf, François-Nöel)の陰謀事件が発生し、左からの脅威を受けた総裁政府は、今度は右寄りへと姿勢を転じる。1797年7月25日には民衆協会などの復活を危惧して、「政治的問題に係わる特別の団体を臨時に禁止する法律」が議決される。更に95年憲法下の初めての選挙で、改選された三分の一の議員の大多数が王党派で占められる事態が生じると、総裁政府は軍隊を使って1797年9月4日にクーデター(フリュクティドール18日のクーデター)をおこない、王党派議員の当選を無効とする。従来、こうしたクーデターの主力となるのはパリ市民の民兵組織である国民衛兵であったが、ここで

初めて政治の過程に民衆運動に代わるものとして軍部という勢力が登場して くることになる。また、1798年4月の選挙で総裁政府に批判的な共和派が当 選者の多数を占めると、今度は総裁政府は共和派議員の当選を無効とする法 律を強行採決する(フロレアル22日のクーデター)。

一方対外的には、1798年末から99年3月にかけて第二次対仏大同盟が結成 され、戦争が再開されるがフランス軍は全戦線で敗北を重ねる。しかし、総 裁政府はこうした危機的状況に有効に対処することができず、強いリーダ ーシップが求められることになる。そこに登場するのがナポレオン(Napoléon Bonaparte) である。ナポレオンは、1795年10月の「ヴァンデミエー ルの蜂起 | 鎮圧の際の活躍で一躍有名になり、96年にはイタリア遠征軍の司 令官として頭角を現し、インドへの通商路遮断によりイギリスに打撃を与え ようとした98年5月のエジプト遠征軍の司令官となった。しかしナポレオン は、国内の混乱を見て1799年10月に単独で帰国し、総裁の一人であるシェイ エス (Sievès, Emmanuel Joseph) と結んで99年11月9日の「ブリューメル 18日のクーデター | で軍事行動により総裁政府を倒し、統領政府(Consulat) を樹立し第一統領となる。これは文民政府と軍部の力関係の逆転を示すもの である。このクーデターをもってフランス革命は終わる。1799年12月15日の 「共和暦19年フリメールの共和国統領の布告」(Proclamation des Consuls de la République du 24 frimaire an Ⅷ)は「市民諸君、革命はそれが着手 した諸原則に固定された。革命は終了したのである。」と宣言する。

クーデターにより樹立された統領政府は、ブルジョワジーや国有財産を取得した農民にとっては、革命の「成果」を確実に享受するための政治的安定をナポレオンの軍事力を背景に実現しようとするものであった。この政府は1799年から1804年の第一帝政の成立まで続くが、このような構造は帝政期に入っても変わらない。1799年12月13日には1799年憲法が制定されるが、それ以前の憲法とは異なり人権宣言の前置も体系的人権保障の規定もなく、立法府は元老院、立法議会、護民院によって構成される特異なものである。行政

権は三人の統領が掌握するが、第一統領のナポレオンが強力な権限を持つ。 ナポレオンは対外的には、1801年にオーストリアとリュネヴィル条約、2年 にイギリスとアミアン条約を結び平和を回復する。国内的には、亡命者の帰 国促進・恩赦などをおこない、革命期の国有財産の売却を追認し、宗教に関 しては1801年教皇との間でコンコルダードを締結し、カトリックが大多数の フランス人の宗教であることを認める代わりに、没収教会財産の不返還や政 府が聖職者を任命して教皇が叙任することを認めさせる。行政組織の面で は、第一統領が任命する県知事を設け強力な中央集権体制をつくり上げる。 また、直接税の徴収機構を効率的なものとし、フランス銀行を設立し銀行券 の発行を独占させる。こうした政策により利益を受けたブルジョワジーや富 裕な農民層がいわゆる「名望家」層を形成し、新たな支配層となっていく。 ナポレオンは、1802年のレジオン・ドヌール勲章の創設、4年の貴族制度の 復活などにより、権威主義的階層秩序の形成を推し進める。ナポレオン独裁 の条件はこのようにして整えられる。そして、元老院の議決により1802年8 月にはナポレオンは終身統領となり、3年の王党派によるナポレオン暗殺事 件を契機として、4年には元老院の議決を経た国民投票により皇帝となり第 一帝政(Premier Empire)が始まる。このような状況下において、すべて の労働者のコアリシオン禁止を強化する1803年法が制定される。1804年には 「フランス人の民法典」(Code civil des Francais) が制定され、法の下での 平等、私的所有の不可侵、信仰の自由などの革命の成果を法律として定着さ せ、1810年には労働者のコアリシオン禁止の一層の強化と政府の許可のない 20人以上の結社の設立禁止を規定する刑法典(Code pénal)が制定される。 ナポレオンによる第一帝政は戦争の連続であったが、1813年ライプチッヒの 戦い(諸国民戦役)でオーストリア・プロイセン・ロシアなどの連合軍に敗 れたナポレオンは、14年に退位し第一帝政は終りを告げる。

### 第6章 テルミドール以降の反結社法(1794~1810)

第1節 クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ 今まで述べてきたコルポラシオンとは異なり、クラブや民衆協会(société populaire)というアソシアシオン(association 非営利結社)はアンシャ ン・レジームの産物ではない。もちろん、アンシャン・レジーム下でもサロ ン(salon)というアソシアシオンが存在し、一定の自由な論議が行われて いたが、サロンは貴族やブルジョワジーの人間関係に限定されたアソシアシ オンであった。

革命の過程で、クラブや民衆協会といった革命を推進する立場に立つ新し いアソシアシオンがフランス全土で生まれてくる。フランス革命において最 も有名なクラブはジャコバン・クラブ(Club des Jacobins)である。三部 会招集時にブルターニュ選出の第三身分の代表が中心となってつくられたブ ルトン・クラブ (Club breton) がその始まりと言われている。そこでは多 くの議員により、議会の議題となる問題を巡って論議と意思の統一がおこ なわれ、他の地方の代表たちも次第にこれに加わるようになる。1789年10 月に王がベルサイユからパリへと連れ戻され、憲法制定国民議会もパリへ と移る。それに伴いブルトン・クラブもジャコバン修道院に本拠を移し、 ブルターニュ地方以外の代表たちも多く参加し「憲法友の会」(Société des amis de la Constitution)に名称を変更する。その当時の主なメンバーは ミラボー (Mirabeau, Victor Riqueti, marquis de)、バルナーヴ (Barnave, Antoine)などの穏健な立憲王政派であった。これが1791年夏に分裂し、多 数派である穏健派がフィヤン修道院に移ってフィヤン派(Feuillants)を形 成し「フィヤン・クラブ」(Club des Feuillants)を名乗る。残留した少数 派はジャコバン・クラブの再建に努めるが、その後も分裂し急進化してい く。このジャコバン・クラブの入会金、年会費は、それぞれ12リーヴル、24 リーヴルと高額(当時の労働者の平均日給は2リーヴル)で民衆が払えるよ

うな金額ではなく、加盟者はブルジョワジーがほとんどであった。そこで は、議会の議題に関する事前の論議がおこなわれたが、現代の政党のような 綱領や党議拘束は存在しなかった。

このようなクラブの他に、革命の過程で活動家たちが議会や市当局への働 きかけ、市民の啓蒙・組織化のために地方的にクラブを組織する。そこには 議員は含まれず、入会金・年会費も低額で民衆の中の活動家たちも加入する ようになる。これがいわゆる民衆協会であり、代表的なものとしてはコルド リエ・クラブ (Club des Cordeliers) があるが、ジャコバン・クラブとは性 格を異にする。地方で自発的に結成されたクラブは、パリのジャコバン・ク ラブに加盟しようとし、それによりジャコバン・クラブの支部的な役割を果 たし山岳派独裁を支えるという垂直的な結合への傾向と同時に、地方のクラ ブどうしが結合するという水平的な結合の傾向をも示す。このようなクラブ や民衆協会は、会費を払い規約を守れば市民が自由に参加し意見を述べるこ とができるアソシアシオンであり、革命が生み出した新たな「公共圏」とも 言える性格を持つものであった。

テルミドールのクーデターの直後、テルミドール派の国民公会は、「あら ゆる職業のフランス人諸君、あらゆる意見のフランス人諸君、祖国の利益の ために結集せよ。とりわけ出発点へと後退する歩みを取ってはならない。」 という革命の終結をフランスの人民に訴える意見書を決定し、県、第一次選 挙会、軍への配布を決定する。その後、メール(Mailhe)が公安委員会、 保安委員会、立法委員会の連名で、「いわゆる民衆協会の影響に注意を喚起 する。」報告をおこなう。この報告では、「7月14日以前には、たった一人の 男が、その寵遇を受けた少数者と共に、すべてであり人民は何ものでもなか った。/テルミドール9日以前には、たった一人の人間が、その野望の恩恵 に与る何人かの悪党どもの大胆さにより強力となり、再び国民全体をまった く無価値なものとした。」、「7月14日以前には、旧来の貴族の称号が才能や 教育や美徳の代わりとなっていた。/テルミドール9日以前には、最高の功 績はジャコバンの身元確認証と結び付けられていた。」として、「1789年7月 14日以前の圧政」と「テルミドール9日以前の圧政」を同じものとする激し い非難が繰り返される。

この報告は翌日も続く。民衆協会の少数の集団が専制的にフランスを支配したのは確かであり、ジャコバン・クラブとその加盟者たちが、アンシャン・レジーム下で封建的少数者が名誉と国家の権力と利益を集めると同時に自らの裁判官であったように、その独裁を築いた。そして、「旧貴族のように」公職を簒奪し、新聞を支配下に置いて堕落させ、自らを法律の上に置き、その残忍な支配のシステムに従わない人々を死によって打ちのめす特権を不正に取得した。「従って、テルミドール9日によって王位を剝奪された者たちは、7月14日によって王位を剝奪された者たちの後継者にすぎなかったことは真実である。次々と帝国を再建しょうと試みるであろう者たちに災いあれ。彼らもまた人民の敵である。」とする。最後に、テルミドール派の正義を非難する者たちに対して、7月14日以前に立ち戻ることを求めるのかと問いかけた後、「国民の寛大さの中であなた方の誤りを放棄せよ」、憲法の問りに結集せよと訴える。

そして特段の異議もなく、1795年 8 月23日、以下の「クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ」(Décret qui dissout les assemblées connues le nom de Club, ou Société populaire)が議決される。その条文は以下の通りである。

第1条 クラブあるいは民衆協会の名で知られているあらゆる集合は解散させられる。従って、当該集合が会議をおこなう部屋は直ちに閉鎖される。その鍵は、登録簿と書類と同様に、市町村役場の書記に預けられる。

第2条 本デクレの連絡公報への記載が公布の代わりとなる。

この報告はテルミドールのクーデター直後という状況下で、テルミドール 9日以前の革命独裁を担った者たちは7月14日以前の貴族たちの後継者であるという形で、クラブ・民衆協会を執拗に「反革命」として非難し、それを 理由に廃止するとする。しかし、クラブ・民衆協会に対する直接的な「中間 団体」規定も、間接的に中間団体否認の理念を示すコルポラシオン規定もな く、当然そうした視点からの非難も一切ない。

一方このデクレの4年前、1791年4月26日にパリ市とパリ県から立法議会 に提出された民衆協会の請願の制限を求める請願に関する5月9日の議会報 告で、ル・シャプリエは以下のように述べている。民衆協会が集団の名で請 願をおこなうと、「民衆協会はすぐに、あらゆる精神、あらゆる情熱、あら ゆる専制によって損なわれたコルポラシオンになるであろう。あらゆる専制 は常にコルポラシオンを伴っていたし、市民の権利と国家の権利しか存在し ない自由な政府とは調和しないのである。|「革命によって創出された民衆協 会は、自由と共に生まれ、極めて有用である。民衆協会は、公共精神を維持 し、増大させ、啓蒙の前進を容易なものにする。しかし民衆協会が討議や決 定や意見書や請願によってコルポラシオンのように振舞うことを目指すな ら、それが有する利点をすべて失うことだろう。」ここでは、民衆協会が討 議・決定・請願をおこなうと「コルポラシオンになるであろう。」という表 現が使われている。これを正確に読めば、民衆協会はコルポラシオンではな いが、討議・決定・請願をおこなうようになるとコルポラシオンになってし まうことになる。つまりル・シャプリエは、公共精神を増大させ啓蒙を進め るという利点を持つ民衆協会を、アンシャン・レジームの産物であるコルポ ラシオンとは異なるものとの認識を持っていた。しかし、実際に民衆協会は 討議・決定・請願をおこなっており、ル・シャプリエは民衆協会をコルポラ シオンと同じものとして否定的態度を示すことになる。ルソーの中間団体否 認論によれば、民衆協会は国家と個々の市民の間に介在し、一定の「中間的 利益」に基づく主張により国家に働きかける「中間団体」そのものである。 しかし、そのことを以って直接民衆協会を否定するのではなく、コルポラシ オンが職業的利益(=部分的利益)実現のために国家に働きかけるという機 能を取り出して、その一点で革命が生み出した「公共圏」的な性格を持つア

ソシアシオンである民衆協会をアンシャン・レジームの特権的「中間団体」であるコルポラシオンと同一のものとして否定するのである。このことは、立法者が「公共圏」的な性格を持ち革命に「極めて有用」なアソシアシオンである民衆協会をそれ自体として否定する論理をこの時点では持たなかったことを示すと同時に、立法者の中間団体否認の理念が対象としようとしたものがアンシャン・レジームの特権的「中間団体」としての「コルポラシオン」であることも示している。

1791年5月22日には、「市民がコミューンの招集を要求することができ る場合を定める市民の請願権に関するデクレ」(Décret relatif au droit de pétition, et qui fixe les cas où les citovens pourront requérir la convocation de la commune) が議決され、その第1条は「請願の権利はすべて個人に属 し委任され得ない。従って、その権利は集団の名によって行使することはで きない。」と規定する。しかし民衆協会の活動はかえって活発化する。1791 年7月17日の「シャン・ド・マルスの虐殺」の後、9月29日、30日には民衆 協会の活動を制限する「民衆協会に関するデクレ」(Décret sur les sociétés populaires) が議決される。9月29日のこのデクレ案の報告でル・シャプリ 工は、民衆協会の活動制限の理由として「公の秩序の原則と代表者による統 治の原則」を挙げ、「代表者によって表される人民の意志によって構成され る権力以外の権力は存在せず、人民によって委任された権限以外の権限は存 在せず、公の職務を帯びた受託者(訳注:代議士)の行為以外の行為は存在 しない。/憲法が、帝国の隅から隅まで、あらゆるコルポラシオンを消滅さ せること、憲法がもはや社会体と個人しか認めないこと、それはこの原則を 純粋なままで保つためである。」と述べる。ここでは、公の事柄の国家によ る独占および、請願権の制限のデクレの場合と同様に、請願などをおこなう ことで民衆協会はコルポラシオンとなり、コルポラシオンであることを以っ て民衆協会の活動を制限するという構造が存在する。

高村は、「ル・シャプリエ法が直接対象とした職を媒介としたアソシアシ

オンであっても、それは市民の結合でもあり、そのアソシアシオンは職人利 害擁護のために親方と対立しただけでなく、国事へと関心を向け、民衆協会 などの政治結社と同様に、議会・行政を監視し、公権力に対して批判的な圏 を形成する側面を有していた。」とし、この一点から民衆協会の請願制限と 活動制限の二つのデクレとル・シャプリエ法を一括りにして、「ソシアビリ テを分解し、『公共の事柄』を国家が独占することによって批判的な空間を 封じ込める」ことを目的とする「『公共圏』、『ソシアビリテ』の編成の法」 とする。ここでは、「職を媒介としたアソシアシオン」が具体的にどのよう な組織を指すのかは示されていない。しかし、職人の利害擁護のための親方 との対立を挙げていることや「18世紀は『職人蜂起の世紀』とも言われる が、当時の労働争議のほとんどに職人組合の影を認めることができると言わ れている。」ことなどから、そこにはコンパニオナージュ(職人組合)が大 きな位置を占めていると考えられる。コンパニオナージュは労働組合的機能 をもちアンシャン・レジーム下の社会で「『対抗社会』contre société を形 成していた」が、ソロモン神殿の建設にまつわる起源伝説からくる職種の限 定性(主に建築関係の職種)、フランス巡歴修行中の若い職人を対象とする 組合員資格の限定性、起源伝説から生じる秘儀宗教性、職人の熟練度による 位階制と秘儀宗教性が結び付いた封建的因習性、コンパニオナージュ間の抗 争が示す偏狭性など、個人の自由な結合体であり「公共圏」的性格をもつ民 衆協会とは大きく性格を異にする。従って、民衆協会と「職を媒介としたア ソシアシオン|を「公権力に対して批判的な圏を形成する側面|を持つとい う一点で一括りにすることには疑問がある。いずれにせよ、個別法としての ル・シャプリエ法の一義的な目的は、営業の自由のためにコルポラシオン・ コアリシオンを禁止することにあり、それを中間団体否認の理念によっても 根拠づけたものである。従って、ここではル・シャプリエ法の主要な対象で あるコルポラシオンへの言及がないことが示すように、少なくとも営業の自 由という核心的要素を捨象してその性格規定をおこなうことには問題がある

と言わざるを得ない。ル・シャプリエ法は、それ以後のコアリション禁止法と中間団体禁止法という反結社法の二つの系統の起点となる「母法」としての役割を果たしており、営業の自由と中間団体の禁止という二つの理念を踏まえ、政治的・社会的状況も含めて性格規定をおこなうべきである。一方、前述の民衆協会に関する二つのデクレは、人民の委任を受けた代表者によって表される人民の意志によって構成される権力以外の権力は存在せず、公の職務を帯びた代表者の行為以外の行為は存在しないというル・シャプリエの議会報告に明らかなように、公の事柄の国家による独占によって批判を封じ込め、高揚する民衆運動を抑え込もうとする政治的意図の現れと理解すべきである。

また、1792年の大学裁判所の廃止のデクレと93年の大学廃止のデクレの間 に見られるのと類似の現象が民衆協会の場合にも存在する。1791年の民衆協 会の請願権を制限するデクレとその活動を制限するデクレの立法理由では、 いずれも「コルポラシオン」という用語を媒介として中間団体否認の理念が 現れているが、95年の民衆協会廃止のデクレは対象が同一であるにもかかわ らず、中間団体否認の理念は現れてこないことである。これは、中間団体否 認の理念の展開・変貌を考察する上で興味深い現象である。しかし、これは 大学の場合のように、旧システムの廃止か、新システムの設立かという視点 の違いによるものではない。1791年の立法議会と95年のテルミドール派の国 民公会とでは、政治的・社会的状況も議会の構成も大きく異なっている。 1794年のテルミドールのクーデターは、革命による旧制度の破壊と新制度の 創設という「展開期」の段階から、革命の成果の防衛・定着という「収拾 期」の段階への転回点である。その意味では、アンシャン・レジームの特権 的「中間団体」という旧制度を対象として破壊しようとする中間団体否認の 理念はその役割を既に終えていると言える。更に、クーデターの直後には、 テルミドール派にとっては山岳派独裁を支えた勢力の一掃が喫緊の課題とな り、1795年のデクレの議会報告では「7月14日によって王位を剝奪された者

#### フランス革命から第一帝政への反結社法における 中間団体否認の理念の展開と役割について (2・完) (岡村) 223

たちの後継者」という民衆協会への最大級の非難が前面に現れたと考えられる。

#### 第2節 政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律

1797年7月25日、元老会では「政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律」(Loi qui défend provisoirement les sociétés particulières s'occupant des questions politiques)の審議がおこなわれ議決される。その審議では、まず政治問題にかかわる特別の団体の禁止は、「社会的関係と個人の利益に関係する」ので慎重な取扱を要し委員会に付託すべきとの意見と、「憲法サークル」の設立を「クラブ的なこの組織の拡大」として「公の安全と自由を脅かし得る計画を止めさせること以上に緊急なことは何もな(110)という意見が出されるが、結局緊急性が認められ審議に入る。その内容は以下のとおりである。

民衆協会がサークルという形で、至る所で革命委員会の旧メンバーにより 組織されている。その精神は混乱の原因でありより大きな災厄の原因になる 恐れがあり、これらのクラブの閉鎖は緊急を要するとの発言がなされる。こ れに対して、民衆協会は廃止すべきたが、市民の権利を傷付けてはならな い。決議がこのことに配慮したものかを検討するため、明日報告をおこなう 委員が任命されるべきとの反論がなされる。決議の遅滞は、民衆協会に廃止 に対処する時間的猶予を与えるので、「一瞬も遅らせることなく」その解散 を宣告すべきとの発言があり、元老会は委員会を設置しないことおよび決議 の緊急性を認める。

更に、論議は95年憲法を巡って進む。「憲法的法令の条文は政治的集合体を認めている。しかし、そのことは明確には言われていない。」自らがつくった憲法を保留したロベスピエールたちがしたことを見れば、「あなた方は憲法の忘却が私たちをどこに導くのかよく分かっている。憲法は、難破の際の私たちの救いの板である。そして、私たちは憲法の不完全さまで尊重しな

ければならない。」とした上で、提示された決議は憲法の精神と文言に反するとする。これに対して、「私たちの驚嘆すべき憲法は、人民が自らに留保したあらゆる権利の明確な表現を含んでいると考える。」憲法は合法的な討議を行う団体を設立できるとしているが、憲法第360条によれば、公の秩序に反するコルポラシオンもアソシアシオンもつくることはできない。これらの団体は、既に公の秩序を乱しており明確に禁止され、更に憲法第362条によっても禁止されるという反論がなされる。これに対して、「政治問題を取り扱う特別の団体をつくる権利は明らかに第362条によって認められており、この権利は立法府に委ねられた制限の数の内には入っていないと考える。」公共精神は善良な市民が互いに近づくことによってしか維持されない。そのため、公共精神は市民に集合する権利を禁止してはいない。想像の産物であるイメージに引きずられてはならない。本当に危険な団体は、司法の監視の下でつくられた団体ではなく、監視を逃れて法に対して陰謀を企てる秘密の団体であるという意見が述べられる。

最終的にはポルタリス(Portalis, Jean-Ētienne-Marie)が以下の発言をおこない、この法案が議決される。「憲法は、政治問題に取り組む団体を少しも禁じていない。しかし、憲法は、市民の権利の実行に必要不可欠な一つの権利としてそれらの団体を許可していない。ところで、私は、憲法が許可しているものと憲法が禁止していないものを区別する。憲法が許可しているもの、それは神聖で不可侵な一つの権利である。憲法が禁止していないもの、憲法はそれを立法者の慎重さと監督に委ねている。従って、憲法が民衆協会を許可していないとしたら、私たちは、状況がそのことを要求するのに従って、それらの団体を禁止する権利を持っているのである。」そして「憲法は、私たちの統治機構を創設することによって、フランス人民が共和主義者であること、フランス人民がその権利を第一次選挙会および選挙人団の中で行使することを望んだ。また、フランス人民がその法律を立法議会から受け取り、任期の定まった行政官によって統治されることを望んだ。しかし憲

法は、フランス人民が憲法の機構を少しも顧みない特別な団体の中に存在することを少しも望まなかった。」とする。更に、この措置は臨時的なものである。今私たちは内戦に脅かされており、平和を再建し法律と自由を維持する決議に賛成することに躊躇することはできないとする。

議決された法律は以下のとおりである。

第1条 政治的問題に係わるすべての特別な団体は臨時に禁止される。

第2条 このような団体に集まる個人は、そこで多衆集合罪の罪人として罰せられるために軽罪裁判所(tribunal de police correctionnelle)に引致さ (124) れる。

第3条 前述の団体が集まる場所の所有者あるいは主要な賃借人は、同じ裁判所によって1,000フランの罰金と3カ月の禁錮刑を宣告される。

以上の論議から言えることは、第一に革命独裁に対するトラウマとも言え るような「恐れ」である。テルミドールのクーデターから3年が経過してお り、1795年にはクラブ・民衆協会を禁止するデクレが制定されているにもか かわらず、前年のバブーフの陰謀事件の影響か、憲法サークルの設立を民衆 協会の復活として、臨時的にではあるが95年のデクレより広い範囲を対象と する「政治的問題に係わるすべての特別な団体」を禁止する法律がつくられ る。第二に、論議が憲法への適合性を巡っておこなわれることである。95年 のデクレの議会報告では、直接的にクラブ・民衆協会という革命独裁を支え た勢力を「7月14日によって王位を剝奪された者たちの後継者にすぎなかっ た」とする直接的で激しい批判が執拗に繰り返されている。一方97年の法律 に関する議会審議では、冒頭で民衆協会は公の秩序と安全を脅かすとして非 難されるが、論議の主要部分はこの法律の95年憲法第360条の「公の秩序に 反するコルポラシオンもアソシアシオンもつくることはできない。」という 規定への適合性を巡っておこなわれている。つまり、憲法が定めた統治制度 に則って権利は行使されねばならず、憲法による統治制度を顧みない団体は 憲法第360条の「公の秩序に反する」ものとして禁止されるという形で、論 議が「公の秩序」の観点からの「政治的問題に係わる特別な団体」の憲法への適合性の問題へと変化しているのである。従って、直接的にはもちろん、対象団体=コルポラシオン=特権的「中間団体」という間接的に中間団体否認の理念の存在を示す構造はもはやそこには存在しない。

#### 第3節 1810年の刑法典

1810年2月17日に刑法典(Code pénal)第3部 第1編 第3章 (第132条~第294条)が議会で議決される。その「第VIII節 不法な結社あるいは集会」の第291条は、「宗教、文学、政治あるいはその他の事柄に関して、毎日あるいは特定の日に集会することを目的とする20人以上のいかなる結社も、政府の承認と結社に課すことが公権力の意に適う条件の下でしか設立することはできない。」とし、第292条では「許可なく結成され、あるいは許可取得後にその結社に課せられた諸条件に違反する、上記の性格を有するあらゆる結社は解散される。更に、結社の責任者、指導者あるいは管理者は16フランから200フランの罰金により処罰される。」として第291条に違反した結社の解散と罰則を規定している。

この刑法典の第291条に関する1808年11月5日のコンセイユ・デタ(Conseil d'Ētat)における論議の中で、帝国大書記長(Archichancelier)により「その条文によってこれらの同じ予防措置が文学に関する集会や一般的に他のすべての集会に適用される時、この法案は重大すぎる結果を招く。法律は、そのように市民の習慣や趣味を理由なく妨げてはならない。純粋に文学的な論議の何が危険なのだろうか。」という意見が述べられ、コンセイユ・デタはその意見に基づき一旦「その条文の効果は、宗教的、政治的集団に限られる
(130)

1809年8月26日のコンセイユ・デタの論議では、20人以下の団体であって もより危険な場合があり、「危険性は人数によるのではなく、個人の性格と その倫理的な力による。」という意見が出される。これに対して「論議のた めに集合する行為は自然権であり、公の秩序が若干の制限をその自然権にも (132) たらすにしても、その制限は節度ある限定の内に止められねばならない。」 として、今まで設けられてこなかった立法による団体への制限規定の導入は (133) 大きな前進であるとする。

そして、1810年2月6日の議会においてベルリエール伯爵(le comte Berlier)は「公共の平穏に対する重罪と軽罪」に関するコンセイユ・デタの刑法典第3部第1編の二番目の部分の案を示し、各犯罪に対する刑罰の説明をおこなう。その報告の最後で、政治、宗教、文学に関わる団体に関して言うべきことが残っているとして、「政治的事柄や、宗教的事柄や、そうした性質の他の事柄を取扱うために集合する大勢の人々が持っているだろう絶対的で限定のない権利は、現在の我々の政治状況とは両立することはできないであろう」と述べる。

1810年2月16日、立法府の民事・刑事立法委員会名でノアイユ(Noaille)がおこなった2月6日に示された「公共の平穏に対する重罪及び軽罪」のコンセイユ・デタ案に関する報告の「第㎞節 不法な結社あるいは集会」についての部分で、「非合法な結社(associations)あるいは集団(réunions)、これらの言葉は痛ましい記憶を思い出させる。あなた方の中で、絶えず殺人と暴動がその時の問題であり、当局を監視するために設立され、最も大切で最も正当な当局を結果において妨げ、フランス全土においてこのように無秩序をつくりだした討議をおこなうこれらの集合体の犠牲者あるいは証人でなかった人とはどんな人なのか。」という革命への恐怖がまた述べられる。フリュクティドール18日の後これらの集団は息を吹き返したが、ブリューメル18日はその「暗黒の洞窟」を閉じた。政府はこうした団体の規制を望まないが、それらの団体を監視することは政府の義務であるとした上で、フランスの民事的、刑事的立法は「見事で壮大な体系」であるとして、ナポレオンのみが「その立法を完全なものとした。」という称賛の言葉で報告を終る。

以上で述べてきたことから言えることは、高村が指摘しているように、こ

の立法は第一に「『無秩序』、『恐怖』、『危険』という言葉によって形容され る『革命の記憶』が纏わりついている」ということであり、第二に「公序を **脅かすという側面から結社を問題にしている点である。」つまり、「革命の記** 憶 | を背景にして、結社に対する制限が公の秩序の維持(=現体制の維持) という視点からおこなわれていることである。前述の刑法典第291条に関す る論議の経過およびその規定自体が示していることは、公の秩序の維持のた めには、現在の政治状況の下では自然権である論議のために集まる権利の 「若干の制限」は許され、その制限の範囲が20人という人数であり、20人以 上の結社は公権力の意に適う条件の下でのみ認められるということである。 そこには、国家と個人の間に介在し中間的利益によって国家が体現する一般 的利益を妨げる中間団体という中間団体否認の理念はもはや存在しない。ま た、95年憲法では公の秩序に反するアソシアシオン、コルポラシオンは禁止 されるという形で結社の存在を消極的な形で認めている(反対解釈として、 公の秩序に反しないアソシアシオン、コルポラシオンは設立できることにな る。)のに対して、1810年の刑法典第291条では20人未満の団体には制限を課 さないが、国家にとって有益あるいは無害と政府が認める20人以上の団体の 存在を、政府の意に適う条件の下である意味で積極的に認めることを制度化 している。つまり、中間団体に対する禁止・規制の基礎となる理念は、1810 年の刑法典に至って公の秩序の維持という政治的理由が、中間団体の否認と いう原理的な性格を有する理念に完全に取って代わることになるのである。

# 第7章 ル・シャプリエ法以後のコアリシオン禁止法

ここでは、ル・シャプリエ法から始まるもう一つの法の系統であるコアリシオン(coalition)の禁止に関する法について簡単に述べる。1794年1月12日、アッシニア紙幣の印刷に使用する用紙の製紙工場の労働者のコアリシオンを禁じるデクレが国民公会で採択される。その議会報告は以下のように述べている。アッシニアや法律の布告の印刷用の紙を製造するマニファクチ

ャーにおいて、労働者が賃金の増額を要求する労働の停止が相次ぎ、逮捕者が出ている。こうした「最初の火花」が、全体的な混乱をひき起こすおそれがある。その原因は、「製紙業者たちの制度には、共和国の表面に如何なる専制の残存物も放置しないために、あなた方が廃止しなければならない大きな害悪が存在する。それは、未だに作業場の繁栄と平穏に有害な慣例と規制と偏見と掟を保ち続ける労働者のコルポラシオンである。」

このデクレの第1条と第3条は、アッシニアの用紙が製造される製紙工場 の企業者と労働者は徴用されるとする。そして第5条は、「労働の中断を引 き起こすための、様々な工場の労働者の間のコアリシオンは、文書によるに せよ口頭によるにせよ、作業場に行き渡るべき静穏の侵害と見なされる。そ れぞれの労働者は、個人的にその苦情を述べ、その要求を申し立てることが できる。しかし、労働者は、疾病あるいは正式に認められた場合でなけれ ば、如何なる場合にも労働を止めることはできない。」と規定する。これは アッシニアの用紙を製造する工場の企業者と労働者への一種の徴用令である が、そこには個人的に苦情・要求を述べることは認めるが、コアリシオンは 労働者が罷業などの集団的な力で経済活動の自由を妨げるものとして排除す る経済的自由主義の考え方が示されている。更にここでは、労働者の「労働 の中断を引き起こすための」コアリシオンのみが禁止対象とされている。こ のことは、罷業のためのコアリシオンが、結社一般すなわち中間団体一般と は区別された独自の行為類型として処罰対象となっていることを示してい る。つまりこのデクレは、経済的自由主義の労働の自由という観点からコア リシオンを独自の類型として取り上げ禁止しているのである。

そして、1796年9月2日の総裁政府のアレテの第1条は、「労働の中断を引き起こすための様々な製紙工場の労働者の間のコアリシオンは、文書によるにせよ口頭によるにせよ、作業場に行き渡るべき静穏の侵害と見なされ(145)る。」として、コアリシオンの禁止は製紙労働者全体に拡大される。

以上に述べてきた二つの法は、製紙業という特定の業種に限定されたもの

であった。1803年4月12日法は労使双方のコアリシオンを禁止してはいる が、1810年の刑法典へと続く労働者のコアリシオン禁止法という性格を持つ ものである。その特徴は、第一に業種の限定なくすべての労働者を対象と し、第二に前述の二つの法と同様に中間団体の一つとしてコアリシオンが禁 止されるのではなく完全にコアリシオンが直接禁止・処罰の対象とされ、第 三に使用者と労働者の間に量刑上の明らかな不平等が存在することである。 前述の製紙業に関するデクレは、業種が限定された徴用令という特殊な性格 から労働者のコアリシオンのみが禁止の対象とされる。1803年法は、ル・シ ャプリエ法と同じく経済的自由主義の理念に基づき労使双方のコアリシオ ンを禁止してはいるものの、第6条で罰則として使用者側に100フランから 3,000フランの罰金、1ヶ月以下の禁錮を科しているのに対して、第7条で は労働者側に3ヶ月の禁錮というより重い刑罰を科すことにより労働運動の 抑圧の方向へ舵を切っている。更に、 8 条では「暴行、暴力行為、騒擾を伴 う場合、実行行為者と共犯」は軽罪法典あるいは刑法典の規定により処罰さ れるとする。通常社会的・経済的に優位な立場にある使用者側がこうした行 為に及ぶことは考えにくいので、この規定も労働者を対象としていると考え られる。

1810年の刑法典ではこうした傾向が一層強まる。1810年の刑法典第414条、第415条は、使用者と労働者双方のコアリシオンを禁止する。しかし、使用者側のコアリシオン禁止を規定する第414条は1803年法第6条と同一であるのに対して、労働者のコアリシオンを禁止する第415条は量刑として1ヶ月以上3カ月以下の禁錮に加えて首謀者あるいは扇動者に対しては2年から5年の禁錮刑を規定する。そして、第416条では「本条と前条の場合において、犯罪の首謀者と扇動者は、その刑期満了後2年以上5年以下の期間高等警察の監視下に置かれる。」として、労働運動の指導者への監視を規定する。このことは、1810年の刑法典が、建前として経済的自由主義の立場から労使双方のコアリシオン禁止を維持してはいるものの、実際には労働者のコ

アリシオン禁止に完全に重点が移行し質的に変化していることを示している。もちろん、ここでも中間団体否認の理念により、市民に中間的利益を吹き込む中間団体としてコアリシオンを禁止するという回路は存在せず、コンセイユ・デタにおける刑法典第415条の審議の際の帝国大書記長の「あらゆるコアリシオンは、良き秩序と諸法律に対する反乱の状態において労働者を組織するコアリシオンを構成し、労働者をしばしば著しく危険な過激さへと「149」とする発言に端的に見られるように、労働者のコアリシオンの直接的な禁止=労働運動への抑圧が公の秩序の維持という装いの下ではっきりと姿を現すことになる。

この点に関して高村は、1810年の刑法典は階級的抑圧立法であるル・シャプリエ法のブルジョワ的性格の「確認・強化」として「順接的な関係」ととらえるマルクス主義的な立場を批判して、「ナポレオン期に入ると中間団体政策は法の形態、構造、適用過程、それを進める言説等あらゆる点で、対抗する諸原理を孕みながらも、大きな変容を被っており、むしろこの法体制こそがその後も続く近代社会を規律するものであった。」とする。

ル・シャプリエ法を階級的抑圧立法とすることには問題があることは既に述べた。1810年の刑法典は、ル・シャプリエ法の経済的自由主義に基づく労使双方のコアリシオンの禁止から、建前としてこの原則は維持されてはいるが、実際には労働者のコアリシオンをしばしば法と秩序に対する反乱を組織し労働者を著しく危険な過激さへ導くものとして禁止するという実質的な労働運動への抑圧の段階に至っている。その点で、1810年の刑法典はル・シャプリエ法とは明らかに質的に異なるものである。しかし、ル・シャプリエ法から1810年の刑法典へのこのような質的変化は、賃労働と資本という新たな社会的秩序が形成されるにつれて、それを脅かす恐れのある労働運動への直接的な抑圧もまた強まるという「順接的」な文脈において理解すべきであると言える。

## 第8章 結 論

以上述べてきたようにル・シャプリエ法を初めとする一連の反結社法は、 その中に営業の自由と中間団体の禁止という二つのベクトルを持つことにな る。

#### 第1節 営業の自由のベクトルについて

アンシャン・レジーム下で経済活動へのギルド的規制をおこなうコルポラシオンを禁止すると同時に、集団の力で自由な経済活動を妨げるコアリシオンを禁止し経済活動の自由を確立しようとする営業の自由の理念は、アンシャン・レジーム末期のテュルゴ勅令を初めとしてダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法という形をとって現れてくる。ル・シャプリエ法は、コルポラシオンとコアリシオンの禁止を経済的自由主義と同時に中間団体否認の理念によって基礎付けている。ル・シャプリエ法のこの経済的自由主義の理念は、コアリシオンを禁止する法の系統をつくり出していくことになる。

1794年1月12日のデクレは、アッシニア紙幣の用紙製造に携わる製紙労働者のコアリシオンそのものを禁止する。更に1796年9月2日のデクレは、製紙労働者全体へコアリシオンの禁止を拡大する。この二つのデクレは一種の徴用令であり製紙業の労働者に限ってなされたものであるが、労働者全体へのコアリシオン禁止の先触れと言えるものであり、中間団体としての禁止ではなくコアリシオンそのものが直接禁止・処罰の対象とされる。そして1803年4月12日法では、すべての労働者が対象とされ、前述の二つのデクレと同じくコアリシオンそのものが禁止対象となる。1803年法は、建前としてはル・シャプリエ法と同様に経済的自由主義の理念により労使双方のコアリシオンを禁止するが、労働者側により重い刑罰を科すことにより労働運動を抑圧する方向へと舵を切るものである。1810年の刑法典ではこの傾向が一層強まる。1810年の刑法典第414条、第415条は使用者と労働者双方のコアリシオ

ンを禁止する。しかし、使用者側に対する罰則は1803年法と同一であるのに、労働者側に対しては従来の1ヶ月~3ヶ月の禁固刑、更に首謀者には2年~5年の禁錮刑を科し、それに加えて首謀者を刑期終了後2年~5年間高等警察の監視下に置くとする。このことは1810年の刑法典が、建前としては経済的自由主義の立場から労使双方のコアリシオンを禁止しているものの、実際には公の秩序の維持の観点から労働運動取締のための労働者のコアリシオンの直接的禁止へと質的に変化していることを示している。無論、中間団体否認の理念に基づき市民に中間的利益を吹き込む中間団体としてコアリシオンを禁止するという構造はもはやそこには存在しない。

この営業の自由のベクトルは、以上で述べたように、テュルゴ勅令、ダラ ルドのデクレ、ル・シャプリエ法(ダラルドのデクレはコルポラシオンのみ を禁止、テュルゴ勅令およびル・シャプリエ法はコルポラシオンに加えて職 人などのコアリシオンも禁止)から、アッシニアの用紙をつくる製紙業の労 働者、続いて全製紙業における労働者のコアリシオンを禁止する二つのデク レ、コアリシオン禁止を労働者全体に拡大し労働者に対する罰則を強化する 1803年法、更なる罰則強化と首謀者を刑期終了後も警察の監視下に置く1810 年の刑法典を経て、1849年11月27日法の社会に混乱と危険をもたらす労働者 のコアリシオンの禁止という形で垂直方向へと深化する。つまり、ル・シャ プリエ法は、コルポラシオン・コアリシオンという自由な経済活動への障害 を経済外的な強制によって排除することにより、主観的には経済活動の自由 を目指し、客観的には資本主義的な生産様式の前提である生産者と生産手段 の分離を通じて賃金労働者をつくり出す資本の本源的蓄積を促すことにな る。そして、賃労働と資本という新たな社会的・経済的秩序が姿を現すにつ れて、それをまもるためにコアリシオンを禁止する反結社法は、公の秩序の 維持という装いの下で労働運動に対する抑圧機能を強めていくことになる。 なおル・シャプリエ法も、労使双方に「職業組合」(syndicat professionnel) の結成を認める1884年法によって廃止されるまで、その役割を変化させつつ 存続することになる。

#### 第2節 中間団体の禁止のベクトルについて

#### 1 立法形式・立法理由

中間団体を禁止する一連の反結社法において第一に注目しなければならな いのは、立法の形式とそれに規定される立法理由の問題である。諸団体の廃 止は、個別の立法により個別の団体を対象にしておこなわれる。従って諸団 体の廃止は、一義的には個別の政治的、経済的、社会的理由によりおこなわ れる。ル・シャプリエ法では経済的自由主義の理念により、ギルド的規制と 集団の力で自由な経済活動を妨げるコルポラシオンとコアリシオンが禁止さ れる。商業会議所は、コルベールにより重商主義的政策の下で設立された商 業会議所などの機関は欠陥があるとして、経済的自由主義の観点から廃止さ れる。在俗修道会は、教育や救貧などの社会的に重要な事業は宗教的コルポ ラシオンである在俗修道会に任せるべきではなく、国家が担うべき事業であ るとして廃止される。アカデミーは、才能ある者を迫害し、専制君主の追従 者であり「異端審問官の社団」として哲学者を攻撃する圧政の道具であった などの理由により廃止される。このような個別の具体的理由に、国家が体現 する一般的利益を部分的利益によって妨げる特権的「中間団体」の排除とい う抽象的ではあるが普遍的な廃止理由を加えることによって、一連の団体に 対する廃止措置が普遍性を持ったものであることを示すために中間団体否認 の理念が用いられる。つまり、これらの一連の反結社法の立法理由は、個別 の廃止理由と中間団体否認の理念といういわば具体と抽象の二層構造をなし ているのである。

また個別の立法による個別の団体の廃止は、これらの法の対象ではない団体は理論的には廃止対象とはされないことになる。諸団体を廃止するための反結社法が次々とつくられたこと自体が、このことを示していると言える。中間団体を否定する論理に従えば、個々の団体が持つ問題の如何に関わらず

中間団体は「中間団体」であることを以って否定され、その包括的禁止が理論的帰結となる。しかし、実際にはこれまで見てきたように個別の団体に対する個別の禁止法がつくられており、大学のように廃止のデクレが議決される以前に財源の廃止や公的機関の監督により「瀕死の状態」に置かれるケースもあるが、このような監督・規制の対象となった団体であってもその団体に対する禁止法がつくられるまでは存在を否定されない。

革命は中間団体否認の理念によってアンシャン・レジームの特権的「中間団体」であるコルポラシオンを廃止する一方で、「公共圏」的な性格を有する民衆協会(会費を払い、規約を守れば誰でも参加でき、自由な討議がおこなわれた。)という新しいアソシアシオンも生み出している。更に、ル・シャプリエ法を初めとする反結社法によって廃止された商業会議所、若干の職業団体、一部の修道会などの中間団体が、ナポレオン期には効率的な統治という視点から復活されている。結局、1791年から93年にかけてはかなり激しくアンシャン・レジームの特権的「中間団体」の廃止がおこなわれたものの、その実態は総体としては中間団体を徹底的に廃止するものとは言い難いものである。

### 2 対 象

第二に注目しなければならないのは、一連の反結社法において中間団体否認の理念の対象とされたのはどのような団体なのかである。中間団体への禁止措置の共通の基礎となる理念は、ルソーが「社会契約論」で示した中間団体否認論である。ルソーは中間団体に関して具体的な説明を加えていないが、大前提として一般意志が良く表明されるには国家の中に部分社会がなく個々の市民が自らの意志に従って意見を述べることが重要であるとする。つまり、一般意志を部分的利害で歪曲する団体を「国家の中の部分社会」=中間団体として否定したのである。従って、ルソーは特権団体であるコルポラシオン、自由な結合体としてのアソシアシオンといった区別なしに一律に国

家と市民の間に介在する中間団体を否定する。しかし、立法者である議員た ちのルソー理解の表れである一連の反結社法はルソーの中間団体否認論を基 礎としているのは明らかであるが、ルソー自身の考えとは別個のものである。 1791年のル・シャプリエ法の議会報告で、ル・シャプリエは、「市民に中 間的利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によって公共の事柄から市民を 切り離すことは許されない。」として、中間団体否認の理念により「中間団 体」の「害悪」を説明する。1791年9月の商業会議所廃止のデクレについ ての議会報告は、その「存在は今やコルポラシオンを禁じた憲法の諸原則 (訳注:自由と諸権利の平等という91年憲法の原則)を傷つけている。」とす る。1792年8月の在俗修道会廃止のデクレに関する議会報告・討議では、在 俗修道会は「聖職者のコルポラシオン」であり91年憲法の原理に反し、真に 自由な国家はその内部にいかなるコルポラシオンも許容すべきではなく、更 にあらゆる社団は必然的に国家と市民の間に介在し市民を公共の事柄から切 り離す中間団体であるとする。1793年8月のアカデミー廃止のデクレの議会 報告は、アカデミーを、説明はないが否定的ニュアンスを込めて、コルポラ シオンと規定している。これらの立法では、それぞれの団体を非難するのに 用いられる「コルポラシオン」という用語は、本来の「同業組合」という意 味を超えて、アンシャン・レジームの「害悪」を象徴する革命にとっては存 在を許すべきでないアンシャン・レジームの特権的「中間団体」を示すもの として使用されている。また、こうした立法者の中間団体否認の理念は、諸 権利の平等に反する特権的団体=コルポラシオン=中間的利益を代表する中 間団体という形で、特権批判と中間団体否認論が「コルポラシオン」を媒介 として結び付くという構造を持っており、一連の反結社法では「コルポラシ オン」という用語を媒介にして中間団体否認の理念が間接的に示されている と言える。また、1791年4月と5月の民衆協会の請願などの活動を規制しよ うとする二つのデクレの審議に際して、ル・シャプリエは「公論圏」的性質 を持つ民衆協会を、討議・決定・請願をおこなうとコルポラシオンになって

しまうとして活動を規制しようとする。このこともまた、中間団体否認の理念が対象としようとするものがコルポラシオンであることを示していると言える。以上で述べてきたように、中間団体否認の理念は、コルポラシオンすなわちアンシャン・レジームの特権的「中間団体」を対象にその廃止を根拠づけるものとして機能したのである。

また一連の立法が廃止対象としたアンシャン・レジームの特権的「中間団体」は、種々の社団に公法的・半公法的特権を付与し、その見返りに税や納付金を課し、各社団の統制を通じて臣民を支配するという社団国家と言われるアンシャン・レジームの支配構造の中核をなすものであり、その解体は結果として社団国家の解体をもたらすと同時に、個人を社団への依存から切り離す役割を果たすことになる。

#### 3 期間

第三に注目すべきは、中間団体否認の理念が立法理由として現れていた期間である。一連の反結社法の立法理由に中間団体否認の理念が直接・間接に登場するのは、1791年6月14日のル・シャプリエ法、1791年9月27日の商業会議所廃止のデクレ、1792年8月18日の在俗修道会廃止のデクレ、1793年8月8日のアカデミー廃止のデクレにおいてであり、1791年から93年にかけての約2年間に過ぎない。1793年8月24日の株式会社の廃止に関するデクレ、1793年9月15日の大学廃止を規定するデクレ、総裁政府期の1795年8月23日クラブ・民衆協会の廃止に関するデクレ、1797年7月25日の政治的問題に係わる団体廃止のデクレ、帝政期の1810年の刑法典第291条・第292条の立法理由の中には「コルポラシオン」という非難の形はもちろん中間団体否認の理念は一切登場していない。1793年8月の株式会社廃止のデクレについては、特権を持たないものも廃止対象に含まれており食糧暴動の頻発を前にして投機の抑制が主要な廃止理由となり、9月の大学廃止のデクレに関しては教育制度の改革が主要な目的であり大学の廃止はその結果に過ぎないため、「コ

ルポラシオン」を対象とする中間団体否認の理念は登場しない。以上で述べたように、中間団体否認の理念はアンシャン・レジームの特権的「中間団体」であるコルポラシオン廃止の根拠として機能しており、革命の「収拾期」に入る総裁政府の時期においては、中間団体否認の理念の直接的役割は終わっていると言える。もちろん、中間団体否認の理念が直接・間接に立法理由として示されないからと言って、その影響がなくなった訳ではない。ルソーの中間団体否認論を源とする「中間団体に対する一般的不信」が、1901年法による結社の自由の法認まで続く反結社的な傾向の背景に存在していることは明らかである。

### 4 まとめ

以上三点に渡って述べてきた中間団体否認の理念の用いられ方は、革命の推移と重ね合わせて一つの流れとして考察することでその変容をより良く理解できる。多少図式的になるが大まかに言ってフランス革命は、ブルジョワジーを軸として貴族と民衆という三つの社会的勢力の結合・離反によって進行する。この視点から、革命をテルミドールのクーデターを転回点とする「展開期」と「収拾期」に分け考察する。

1789年7月バスティーユ襲撃に始まった革命の、立憲王政の91年憲法、共和政の宣言、93年憲法(非常事態を理由に施行されず。)を経て93年の山岳派独裁に至る時期は、革命の当初ブルジョワジーが手を組んでいた自由主義的貴族と離れ、民衆的勢力の圧力あるいはそれとの結合によって、アンシャン・レジームの破壊とその空隙を埋める新しい社会システムの構築が錯綜して進んでいく攻撃的な「展開期」であると言える。こうした革命の「展開期」においては、中間団体否認の理念は、主観的には経済活動への封建的制約など社会の桎梏となっているアンシャン・レジームの特権的諸「中間団体」を廃止するものとして、客観的には社団国家と言われるアンシャン・レジームの支配秩序の中核をなす諸社団の解体を通じて社団国家を破壊すると

同時に、個人を社団への依存から解き放っていくものとして機能したのである。だからこそ、各社団を非難するのに用いられる「コルポラシオン」という用語は、本来の同業組合という意味を超えて、アンシャン・レジームの「害悪」を体現する革命にとっては存在を許すべきではない、アンシャン・レジームの特権的「中間団体」を表象するものとして使用されたのである。しかし、反結社法の立法理由の中に中間団体否認の理念が直接・間接に登場するのは1791年から1793年にかけての約2年間に過ぎない。

山岳派独裁によってピークを迎えた革命は、1794年7月のテルミドールの クーデターを転回点として、アンシャン・レジームの破壊・新しい秩序の形 成という段階から、貴族などの反革命勢力と実質的平等の実現を目指して革 命の一層の徹底を求める民衆的勢力という左右の勢力から、自由、権利の平 等、国民主権、所有権の不可侵などの「革命の成果」を防衛しつつ、革命に よってつくられた新たな制度・秩序を現実に合わせて調整していく防衛的 な「収拾期」に入る。そして、1799年のナポレオンの軍事力によるブリュー メル18日のクーデターで革命は終わる。従って、テルミドールのクーデター 後、公の秩序=体制の維持のためのテルミドール派の攻撃は、今まで革命を 推し進めてきた民衆協会などの勢力へと向かう。1795年8月23日のクラブ・ 民衆協会を禁止するデクレは、民衆協会を直接反革命として激しい非難をお こないそれを廃止する。1797年7月25日の政治的問題に係わる特別な団体を 廃止するデクレでは、95年憲法第360条を巡って論議がおこなわれ、公の秩 序を害するものとしてそれらの団体が禁止対象となる。この二つのデクレと その議会審議においては、中間団体否認の理念は登場しない。ここでは、革 命の収拾的局面を反映してアンシャン・レジームの破壊に代わって社会秩序 の防衛が主要な目的となり、アンシャン・レジームの特権的「中間団体」解 体のために用いられた中間団体否認の理念は役割を終え、それに代わって公 の秩序=体制の維持が中間団体の禁止・規制の理由となる。こうした傾向 は、1810年の刑法典で「完成」を見ることになる。この点から、1795年のク

ラブ・民衆協会の禁止から1797年の政治に係わる特別な団体の禁止を経て1810年の刑法典に至る中間団体に対する政策は、中間団体を対象としている点で「中間団体政策」と言うことも可能であるが、中間団体を「中間団体」であることを以って否定するのではなく、公の秩序の維持の観点からの禁止・規制であり、むしろ「治安対策」と言うのが適切であろう。

中間団体否認論では、国家と市民の間に介在する中間的利益により一般的利益を妨げるあらゆる中間団体の排除が理論的帰結となる。そのためには、個別の立法による個別の中間団体の禁止よりも、その包括的禁止が適当であることは明らかである。この「包括的禁止」は、ある意味で1810年の刑法典第291条によって実現される。第291条は20名以上の結社は政府の同意とそれが課す条件の下でしか認められないとするが、それは「包括的禁止」と同時に「政府の同意」を得た結社の存在を公に認めることでもある。このように中間団体の「包括的禁止」とも言える中間団体否認論の「あるべき姿」が姿を現すと同時に、国家にとって有益なあるいは無害な結社の存在を公認することで、中間団体を中間的利益により一般的利益を妨げる中間団体であることを以って禁止する理念の論理的「破綻」と「表舞台からの退場」が明らかになる。つまり1810年の刑法典に至って、「量の問題」である公の秩序の維持という政治的理由が、理論的には結社の全面禁止に至る中間団体の否定という「質の問題」に完全に取って代わることになるのである。

以上述べてきたように、ル・シャプリエ法から1810年の刑法典に至る過程は、革命の過程で中間団体否認の理念が特権的「中間団体」の廃止をとおして社団国家といわれるアンシャン・レジームの社会秩序を破壊し、新しい社会秩序が姿を現すにつれて、中間団体への対応は中間団体を「中間団体」であることを以って禁止することから、公の秩序の維持の観点からの禁止・規制へと重心を移していく過程である。その意味では、中間団体否認論は立法者の理解というフィルターを通してアンシャン・レジームの支配秩序を破壊する理念として用いられたと言うことができる。一方、ルソーの中間団体否

認論に基礎を置く中間団体に対する否定的態度は、中間団体否認の理念が直接・間接に立法理由として登場しなくなって以降も、約百年に渡る反結社的政策の背景として大きな影響を与えたことも確かである。

最後に、序論で述べた樋口の論考への疑問について簡単に述べておきたい。このことは、同時に「ル・シャプリエ法を追体験せよ」というフレーズに象徴される樋口の論考の持つ意味を明らかにすることでもある。しかしながら、その論考はコルポラシオンや修道会などに止まらず、身分、領主の所領などの領域的社団なども含めて全社会的に存在した中間団体全体の廃止に係わるものであり、本稿はその一部を対象にしているに過ぎない。従って序論で述べた疑問に関する考察も、本稿の対象範囲に限られることを予め述べておく。

第一に挙げた疑問は、あらゆる中間団体が廃止の対象となったのかであ る。一連の反結社法が廃止対象とした中間団体は、実際にはコルポラシオン すなわちアンシャン・レジームの特権的「中間団体」である。在俗修道会も 「宗教的コルポラシオン」として廃止される。革命が生み出した「公共圏」 的な性格をもつ民衆協会も、請願などをおこなうとコルポラシオンになると して、コルポラシオンであることを以って活動を規制される。一連の反結社 法は個別法による個別の中間団体の廃止を規定しており、理論的にはその対 象となっていない団体は存在を否定されない。第二の疑問は中間団体廃止の 直線的で一方向への「運動」が存在したのかであり、第三の疑問は中間団体 が消滅した社会が実現したのかである。1791年から94年にかけてはコルポラ シオン、在俗修道会、商業会議所などかなり激しく中間団体の廃止がおこな われる。しかしその一方で、革命は、民衆協会という中間団体も生み出して いる。更に、ナポレオン期には若干の職業団体や修道会も復活している。従 って、総体として中間団体の廃止の「運動」は廃止に向けた一方向への直線 的なものとは言い難いし、当然中間団体が消滅した社会が実現した訳でもな 110

これらの点から言えることは、樋口の論考は、一定の歴史的事実に基づく ものではあるが歴史的過程総体を示すものではないことである。つまり、そ の論考は、フランス革命における中間団体の解体という事象から「個人の創 出」という要素を抽出し、日本の状況にアナロジーした「問題提起」として 意味を持つものであることに留意しなければならない。

革命期から帝政期への中間団体を巡る状況は、以上で述べてきたように錯綜した様相を見せており、これ以降約百年に渡る中間団体に対する政策も「公の秩序」の維持を基本として、時の政治的・経済的・社会的状況によって揺れ動いていくことになる。

- (1) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative de la France, p.67.
- (2) *Ibid.*, p.70.
- (3) *Ibid.*, p.77.
- (4) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 6, p.77.
- (5) 王政廃止一周年に当たる1793年8月10日におこなわれた「共和国の統一と不可 分性の祭典」(La Fête de l'Unité et de l'indivisibilité de la République) のことを 「明後日、フランス共和国は世界に厳かに登場するであろう。」と述べている。
- (6) Archives parlementaires, 1ère série, tome 70, p.519.
- (7) *Ibid.*, p.520.
- (8) Ibidem.
- (9) Ibidem.
- (10) Ibidem.
- (11) *Ibidem*.
- (12) Ibidem.
- (13) Ibidem.
- (14) Ibidem.
- (15) Ibidem.
- (16) *Ibidem*.
- (17) Ibid., p.521.
- (18) *Ibidem*.

- (19) *Ibidem*.
- (20) Ibidem.
- (21) Ibidem.
- (22) Ibidem.
- (23) *Ibid.*, pp.523-524.
- (24) Ibid., p.524.
- (25) *Ibidem*.
- (26) Ibidem.
- (27) *Ibidem*.
- (28) *Ibid.*, 1<sup>ère</sup> série, tome 72, p.701.
- (29) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 6, p.131.
- (30) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, p.270.
- (31) *Ibid.*, p.271.
- (32) Archives parlementaires, 1<sup>ère</sup> série, tome 50, p.229.
- (33) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, p.270.
- (34) A. Chaufton, Les assurances leur passé, leur présent, leur avenir, Chevalier-Maresq, 1884-1886, pp.356-357.
- (35) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, p.263.
- (36) Ibid., p.264.
- (37) *Ibid.*, pp.267-268.
- (38) Ibid., p.261.
- (39) アルベール・ソブール『フランス革命と民衆』p.46
- (40) Archives parlementairs, 1<sup>ère</sup> série, tome 72, p.701.
- (41) Ibidem.
- (42) Ibidem.
- (43) Ibidem.
- (44) Ibidem.
- (45) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, pp.21-23.
- (46) *Ibid.*, pp.25, 28.
- (47) *Ibid.*, p.24.
- (48) *Ibid.*, pp.25-26.
- (49) *Ibid.*, pp.23, 31-32.

- (50) Ibid., p.33.
- (51) オリヴィエ・マルタン 塙浩訳『フランス法制史概説』(創文社 1986年) p.917
- (52) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, p.549.
- (53) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 6, p.170.
- (54) Archives parlementaires, 1ère série, tome 74, pp.233-234.
- (55) *Ibid.*, p.234.
- (56) *Ibidem*.
- (57) Ibidem.
- (58) *Ibidem*.
- (59) Ibid., p.233.
- (60) Ibidem.
- (61) Ibidem.

請願のデクレ案第3条の「従って」以下の原文は次の通り。En conséquence les collèges de plein exercice, et les facultés de théologie, de médecine, des arts, et de droit, seront supprimées. 請願の案文では seront supprimées=未来形、一方採択 されたデクレでは sont supprimées=現在形になっている。つまり、請願者によって提示されたデクレ案の条文では、コレージュと 4 学部の廃止は、新たな教育機関 の活動開始の後にしか生じないはずであった。これに対して、議決された条文では、コレージュと 4 学部はそれに置き換わるはずの新たな教育機関が組織される前に廃止されることになる。その上、全国でその廃止がおこなわれるという条文が付け加わっている。国民公会で 9 月16日に抗議がなされたのはこの時期尚早の廃止に対してである。(Archives parlementaires,  $1^{\rm ere}$ série, tome 74, p.235.)

- (62) *Ibid.*, p.238.
- (63) Ibidem.
- (64) *Ibid.*, p.268.
- (65) *Ibide.*, pp.268-269.
- (66) *Ibid.*, p.269.
- (67) Fr. Olivier-Martin, L'organisation corporative en France, p.550.
- (68) Archives parlementaires, 1ère série, tome 39, p.70.
- (69) *Ibidem*.
- (70) *Ibidem*.
- (71) 柴田三千雄『フランス革命』p.210

# フランス革命から第一帝政への反結社法における 中間団体否認の理念の展開と役割について (2・完) (岡村) 245

- (72) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 8, p.244.
- (73) 柴田三千雄『フランス革命』pp.214-215
- (74) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 10, p.3.
- (75) 柴田三千雄『フランス革命』p.223
- (76) 同書 pp.235-236
- (77) 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』p.95
- (78) 佐々木真『図説 フランスの歴史』(河出書房新社 2011年) p.109
- (79) 柴田三千雄『フランス革命』p.124
- (80) 同書 p.125
- (81) 福井憲彦編『アソシアシオンで読み解くフランス史』p.82
- (82) Moniteur universel, No.340, 27 août 1795, p.1370.
- (83) Ibidem.
- (84) Ibidem.
- (85) Ibidem.
- (86) *Ibidem*.
- (87) Ibid., No.341, 28 août 1795, p.1372.
- (88) *Ibidem*.
- (89) *Ibidem*.
- (90) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 8, p.244.
- (91) Moniteur universel, No.341, 28 août 1795, p.1373.
- (92) *Ibidem*.
- (93) Archives parlementaires, 1<sup>ère</sup> série, tome 25, p.679.
- (94) 高村学人『アソシアシオンへの自由』p.46
- (95) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 2, p.365.
- (96) *Ibidem*.
- (97) 1791年7月17日コルドリエ・クラブが、共和政の請願のためにシャン・ド・マルスでおこなった集会・デモ行進に国民衛兵が発砲し多くの死者が出た事件
- (98) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 3, p.457.
- (99) Archives parlementaires, 1<sup>ère</sup> série, tome 31, p.617.
- (100) *Ibidem*.
- (101) 高村学人『アソシアシオンへの自由』p.47
- (102) 同書 p.47

- (103) 谷川稔『フランス社会運動史 アソシアシオンとサンディカリズム』(山川出版 社 1983年) p.19
- (104) 同書 p.22
- (105) 同書 pp.25-34
- (106) Archives parlementaires, 1ère série, tome 31, p.617.
- (107) Moniteur universel, No.341, 28 août 1795, p1372.
- (108) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome10, p.3.
- (109) Moniteur universel, No.311, 29 juillet 1797, p.1241.
- (110) *Ibid.*, pp.1241-1242
- (111) *Ibid.*, p.1242.
- (112) *Ibidem*.
- (113) *Ibidem*.
- (114) Ibid., p.1243.
- (115) 95年憲法第360条 公の秩序に反するコルポラシオンもアソシアシオンもつく ることはできない。
- (116) 95年憲法第362条 政治的問題に係わるいかなる特別の団体も、他の特別の団体と連絡し、他の特別の団体に加入し、互いに区別された会員と出席者で構成される公開の会議を開催し、入会の条件や被選挙資格を強制し、退会の権利を不当に奪い、その会員にアソシアシオンの対外的な標章を着用させることはできない。
- (117) Moniteur universel, No.311, 29 juillet 1797, p.1243.
- (118) *Ibidem*.
- (119) *Ibidem*.
- (120) Ibidem.
- (121) *Ibidem*.
- (122) *Ibid.*, p.1244.
- (123) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 10, p.3.
- (124) *Ibidem*.
- (125) *Ibidem*.
- (126) Moniteur universel, No.340, 27 août 1795, p.1372.
- (127) Locré, La législation civile, commerciale et criminelle de la France, Paris TREUTTEL ET WÜRTZ, LIBRAIRIE, 1832, tome 30, p.48. 以下 La législation civile. commerciale et criminelle と略記

# フランス革命から第一帝政への反結社法における 中間団体否認の理念の展開と役割について (2・完) (岡村) 247

- (128) *Ibidem*.
- (129) Ibid., p.114.
- (130) Ibide., p.115.
- (131) Ibide., p.169.
- (132) Ibid., p.170.
- (133) *Ibidem*.
- (134) Archives parlementaires, 2ème série, tome10, p.525.
- (135) Ibid., p.533.
- (136) Ibid., p.594.
- (137) 1797年9月4日(フリュクティドール18日)、総裁政府は95年憲法下の初めての選挙で改選された三分の一の議員の大多数が王党派で占められる事態が生じたため、軍隊を使ってクーデターを行い王党派議員の当選を無効とした。
- (138) Archives parlementaires, 2<sup>ème</sup> série, tome 10, p.594.
- (139) *Ibid.*, pp.594-595.
- (140) 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」―ポリスの法制度の視点から― 東京大学社会科学研究所紀要 社会学研究 第50巻 第6号(東京大学社会科学研究所 1999年) pp.119-120以下「ナポレオン期における中間団体政策の変容」と略記
- (141) 同書 p.119
- (142) Archives parlementaires, 1ère série, tome 83, p.262.
- (143) Ibid., p.263.
- (144) 大和田敢太『フランス労働法の研究』(文理閣 1995年) p.50 以下『フランス 労働法の研究』と略記
- (145) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 9, p.165.
- (146) 大和田敢太『フランス労働法の研究』p.51
- (147) J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome 14, p.65.
- (148) Locré, La législation civile, commerciale, et criminelle, tome 31, p.16.
- (149) Ibid., p.61.
- (150) 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」p.103
- (151) 同書 pp.103-104
- (152) 1849年11月27日法は、二月革命後の普通選挙で圧勝した議会のブルジョワ共和派による国立作業場の閉鎖を契機として、パリの労働者が蜂起した1848年の六月蜂

起(多数の死者を出して鎮圧される。)の記憶が鮮明な状況下でつくられる。この法は、刑法典第414条~第416条を修正しコアリシオンの禁止を強化するものであり、一応労使双方のコアリシオンを禁止しているが、実際には労働者のコアリシオン禁止の強化を意図したものである。その議会報告では、立法理由として経済的自由主義の理念と共にコアリシオンそれ自体が社会秩序に危険と混乱をもたらすという考えが表明されている。(大和田敢太『フランス労働法の研究』(文理閣 1995年)pp.53-54)従来、建前上自由な経済活動を妨げるものとして禁止の対象であったコアリシオンが、それ自体社会に危険と混乱をもたらすものとして禁止されることになる。

- (153) 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」p.3
- (154)「19世紀の大部分の期間を通じてフランスの工業を特徴づけるものは、親方と職人がいっしょに生活している小作業場、また18世紀型の半手工業的労働の分散家内工業 fabrique dispersée などの古い形態と集中工業 fabrique concentrée の近代的形態との併存である。後者が最も普及した形態であるとはとてもいえない。たとえば、1848年に集中工業で雇用されている労働者は、全工業労働者の四分の一しか占めていない。」(ジョルジュ・デュプー 井上幸治監訳『フランス社会史』(東洋経済新報社 1968年)pp.133-134)フランスにおいては、産業革命により繊維工業部門で機械制工場生産が一般化し、製鉄・鉄工業が軌道に乗るのは、19世紀後半第二帝政の時期を待たなければならない。
- (155) 1884年法は、ル・シャプリエ法を廃止して、労使双方に職業的利益を守るための恒常的組織として「職業組合」(syndicat professionnel) の結成を認めた。責任者や規約などの届出を義務付けたため、国家による管理強化として労働者側の反発を受け、「職業組合」として届出をおこなう労働組合は余り多くなかった。
- (156) 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」p.123
- (157) Archives parlementaires, 1ère série, tome 27, p.210.
- (158) *Ibid.*, 1<sup>ère</sup> série, tome31, p.397.
- (159) Les associations et loi de 1901, cent ans après, p.251.
- (160) 柴田三千雄『フランス革命』p.92
- (161) 95年憲法第360条「公の秩序に反するコルポラシオンもアソシアシオンもつくることはできない。」政治的問題に係わる団体の禁止が憲法第360条に抵触するか否かを巡って論議がなされ、最終的には憲法で明文の規定を以って保障されていない権利を保障するかどうかの判断は立法府に委ねられるとしてその廃止が決定される。